

6 高土政第1255号
令和 7 年 1 月 31 日

土木部各課長 様
土木部各出先機関長 様

土 木 部 長

経營業務の管理責任者及び営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）と
工事現場に従事する主任技術者又は監理技術者の取扱いについて（通知）

このことについては、平成19年11月 1 日付け19高建管第728号土木部長通知により取扱いを定めたところですが、令和 6 年12月13日施行の建設業法改正及び令和 7 年 2 月 1 日施行の建設業法施行令改正に伴い、関係する部分を変更し、下記のとおりとしますので、適正な取扱いをお願いします。

なお、この取扱いは令和 7 年 2 月 1 日以降に実施される建設工事及び維持管理業務委託等において適用します。

記

1 経營業務の管理責任者について

以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者の職務を兼ねることができる。

なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。

- （1） 主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を専任で配置する必要がない建設工事（注1）であること。
- （2） 経營業務の管理責任者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （3） 工事現場の職務に従事しながら実質的に経營業務の管理責任者の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- （4） 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- （5） 経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）について

以下の各建設工事において要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、（１）～（３）の併用はできない。

なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。

（１） 主任技術者等を専任で配置する必要がある建設工事（注２）

以下の全てを満たすことが必要。

- ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 兼ねる工事現場の数が１以下であること。
- ③ 監理技術者制度運用マニュアルの三（監理技術者等の専任）（２）①１～７）を満たしていること。なお、同マニュアル三（２）①２）について、「建設工事の工事現場間」を「営業所と工事現場間」と、「当該工事現場と他の工事現場」を「営業所から当該工事現場」と読み替える。
- ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（２） 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（注１）（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の全てを満たすことが必要。

- ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（３） 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（注１）（営業所と工事現場が近接していない場合）

（１）の要件を全て満たすこと（同マニュアル三（２）①１）は除く）。

3 その他

（１） 経營業務の管理責任者又は営業所技術者等が主任技術者等として従事する場合には、３か月の継続雇用要件が適用されること。

（２） 当初専任を要しない工事であっても、変更契約等により請負代金額が増加し専任を要する工事となった場合は、主任技術者等は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者との兼務は認められなくなること。

なお、営業所技術者等については、２（１）の要件を全て満たす場合は、

引き続き、主任技術者等の職務を兼ねることができる。

- (3) 現場代理人については、工事現場への常駐が求められていることから、常に経營業務の管理責任者又は営業所技術者等との兼務は認められないこと。
- (4) 現場責任者については、維持管理業務委託等が行われる現場への常駐が必要なものとするが、現場への常駐を要する期間は、実際に現場での作業が行われている間としていることから、経營業務の管理責任者又は営業所技術者等との兼務を認める。
- (5) 本通知において、「近接」とは、営業所と工事現場間を概ね30分以内で移動できる範囲とする。

(注1) 主任技術者等を専任で配置する必要がない工事とは、請負代金額4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)未満の工事のことをいう。

(注2) 主任技術者等を専任で配置する必要がある工事とは、請負代金額4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)以上の工事のことをいう。

新 旧 対 照 表

新	旧
経営業務の管理責任者及び営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）と工事現場に従事する主任技術者又は監理技術者の取扱いについて（通知） （通知文本文 省略） 記 1 経営業務の管理責任者について 以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者の職務を兼ねることができる。 なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。 （1） 主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を専任で配置する必要がない建設工事（注1）であること。 （2） 経営業務の管理責任者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 （3） 工事現場の職務に従事しながら実質的に経営業務の管理責任者の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。 （4） 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 （5） 経営業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 2 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）について 以下の各建設工事において要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。 ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、（1）～（3）の併用はできない。 なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。 （1） 主任技術者等を専任で配置する必要がある建設工事（注2） 以下の全てを満たすことが必要。 ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 ② 兼ねる工事現場の数が1以下であること。	経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（通知） （通知文本文 省略） 記 1 経営業務の管理責任者について 経営業務の管理責任者については、従来主任技術者を兼務できない取扱いとしていたが、法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、兼務を認める。 なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。 （1） 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。 （2） 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 （3） 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 （4） 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 2 営業所の専任技術者について 法令上、配置技術者の専任を要しない、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事においては、次の要件をすべて満たす場合に限り、従来どおり兼務を認める。 なお、各要件の該当については、事案ごとにケース・バイ・ケースで判断する。 （1） 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。 （2） 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 （3） 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 （4） 所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

新	旧
③ 監理技術者制度運用マニュアルの三(監理技術者等の専任)(2)①1)～7)を満たしていること。なお、同マニュアル三(2)①2)について、「建設工事の工事現場間」を「営業所と工事現場間」と、「当該工事現場と他の工事現場」を「営業所から当該工事現場」と読み替える。 ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (2) 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事(注1)(営業所と工事現場が近接している場合) 以下の全てを満たすことが必要。 ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。 ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (3) 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事(注1)(営業所と工事現場が近接していない場合) (1)の要件を全て満たすこと(同マニュアル三(2)①1)は除く)。 3 その他 (1) 経營業務の管理責任者又は営業所技術者等が主任技術者等として従事する場合には、3か月の継続雇用要件が適用されること。 (2) 当初専任を要しない工事であっても、変更契約等により請負代金額が増加し専任を要する工事となった場合は、主任技術者等は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者との兼務は認められなくなること。 なお、営業所技術者等については、2(1)の要件を全て満たす場合は、引き続き、主任技術者等の職務を兼ねることができる。 (3) 現場代理人については、工事現場への常駐が求められていることから、常に経營業務の管理責任者又は営業所技術者等との兼務は認められないこと。 (4) 現場責任者については、維持管理業務委託等が行われる現場への常駐が必要なものとするが、現場への常駐を要する期間は、実際に現場での作業が行われている間としてい	3 その他 (1) 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、3か月の継続雇用要件が適用されること。 (2) 当初専任を要しない工事であっても、変更契約等により請負代金額が増加し専任を要する工事となった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。 (3) 現場代理人については、工事現場への常駐が求められていることから、常に経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。 (4) 現場責任者については、維持管理業務委託等が行われる現場への常駐が必要なものとするが、現場への常駐を要する期間は、実際に現場での作業が行われている間としてい

新	旧
ることから、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等との兼務を認める。 (5) 本通知において、「近接」とは、営業所と工事現場間を概ね30分以内で移動できる範囲とする。 (注1) 主任技術者等を専任で配置する必要がない工事とは、請負代金額4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の工事のことをいう。 (注2) 主任技術者等を専任で配置する必要がある工事とは、請負代金額4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事のことをいう。	ることから、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務を認める。